

申請者: 吳 淑儀(ウン ソクイー)

論文題目 転換期における中国国有企業の企業統治に関する研究

審査員 村田 和彦
関 満博
田中 一弘

1. 本論文は、市場経済体制への転換期にある中国における最も深刻な企業統治問題として、インサイダー・コントロールを指摘するとともに、望ましい企業統治の在り方について考察することを課題とするものである。

2. 本論文の評価できる点は、つぎの4点である。

1) 第1点は、筆者が研究課題を克服するために構築した分析枠組が、企業統治に関する日米欧の研究成果をも踏まえて、内部的モニタリング、外部的モニタリング、および第三者機関によるモニタリングを組み込んだ包括的な内容になっていることである。しかも国家によるモニタリングに関しても、公式規則のみならず非公式規則の存在をも含めた分析枠組が用意されている。

2) 第2点は、中国国有企業の企業統治の最大の問題点が、インサイダー・コントロールによる国有財産の私物化であるとする指摘が、筆者が用意した分析枠組を用いた歴史的な分析と現状分析とに依拠してなされるとともに、その究極的原因として「所有権の不明確性」が挙げられていることである。この点を審査員が重視するのは、経営者と行政機構とによる国有財産の私物化が、しばしば究極的所有者とされる「人民」を代表する国家の利益の名のもとに展開をみているからである。

3) 第3点は、内部的モニタリングと外部的モニタリングが中国の国有企業において機能することが実際上困難であることを分析にもとづいて示した上で、第三者機関としての国家による公式規則にもとづくモニタリングと、私物化を助長する非公式慣行の是正が中国国有企業の改革の道として提示されていることである。

4) 第4点は、中国国有企業の民営化の末に、同族大株主による「同族経営」が展開する可能性が大きいことを、香港企業の分析を介して示すとともに、同族大株主に対して小口株主の利害を擁護する方策の必要性を筆者が指摘していることである。

3. 本論文の問題点としては、つぎの3点が指摘されねばならない。

1) 第1点は、筆者の強調点は、事実の分析・解明よりもむしろ改善策の提示に置かれているのであるが、非公式な慣行が企業統治の機能に及ぼしている作用が中国においては大きいとするならば、こうした非公式な慣行の解明についても、一層掘り下げた分析がもとめられることである。

2) 第2点は、筆者が主張する第三者機関によるモニタリング制度の確立は、言うはやさしいがその実現には多くの困難点が存在していることに留意して、困難を除去する具体的な方策の一層の究明がもとめられることである。

3) 第3点は、社会主義的政治理念と国有企業の民営化の進展との間の相互関係との関連で、国有企業の民営化の可能な範囲と程度についての一層の分析がもとめられることである。

4. 以上のような問題点は存在しているのであるが、本論文は、筆者が研究者として自立して研究活動を行っていく上で不可欠な、問題設定能力、分析枠組構築能力、問題分析能力、体系化能力および構想能力をもっていることを十分に示している。よって審査員一同は、所定の試験結果をあわせて考慮して、本論文の筆者が、一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。